

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

時間外・休日労働協定の本社一括届出に係る取扱いについて

標記については、平成15年2月15日付け基発第0215002号により、複数の事業場を有する企業においては、一定の要件を満たした場合には、いわゆる本社機能を有する事業場（以下「本社」という。）の使用者が一括して本社の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「本社所轄署長」という。）に届出を行う場合には、本社以外の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「事業場所轄署長」という。）に労働基準法（以下「法」という。）第36条第1項の規定による協定（以下「協定」という。）の届出があったものとしても差し支えないとされたところである。これに関し、本社所轄署長及び事業場所轄署長における取扱いを下記のとおり定めたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 本社所轄署における一括届出に係る取扱いについて

本社所轄署に一括届出がなされた場合には、法第36条第1項及び労働基準法施行規則第17条第1項に基づく形式上の要件の確認及び指導並びに法第36条第4項に基づく「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」についての確認及び指導等協定の届出に際しての従前の取扱いに加え、以下のとおり取り扱うこと。

(1) 本社を含むすべての事業場に係る協定について、局長通達記の2の要件を満たしていることを確認すること。

(2) (1)の確認の結果、要件が満たされていることが認められた場合には、受付後速やかに各事業場所轄署長あて当該事業場に係る協定を送付すること。一括届出に際して、本社に対する指導を行った場合には、その内容を併せて事業場所轄署長に連絡すること。

(3) (1)の確認の結果、要件を満たしていない場合には、一括届出は認められないことから、本社以外の各事業場に係る協定を当該事業場の所在地を管轄する事業場所轄署長あて届け出るよう指導を行うこと。

(4) 一括届出の受付に際し、届出の相手方に対しては、後日、提出された協定に

係る指導を事業場所轄署長から当該事業場に対して行う場合があることを教示すること。

2 事業場所轄署における一括届出に係る取扱いについて

事業場所轄署に一括届出がなされた協定が送付された場合には、以下のとおり取り扱うこと。

1 により本社所轄署長が行う確認及び指導のほか、事業場所轄署長が行うべきと考える確認及び指導がある場合には、事業場所轄署長から当該事業場に対して必要な確認及び指導を行うこと。特に、局長通達記の3のとおり、協定の締結に当たって、単に各協定の記載事項を同一にすることを目的として、各事業場の実態によらずして「延長することができる時間」又は「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」を定めることは望ましくないことから、そのような事情が認められる事業場に対しては必要な指導を行うこと。

3 その他

1(2)による本社所轄署長から事業場所轄署長あての協定の送付については別添様式を参考として行うこと。

(様式)

事 務 連 絡
平成____年____月____日

各労働基準監督署長 殿

_____労働基準監督署長

本社一括届出に係る時間外・休日労働協定の送付等について

当署管内にある本社から一括して時間外・休日労働協定の届出がありましたので、貴署分につき別添のとおり送付いたします。

- 1 本社の事業場名 _____
- 2 貴署分 _____ 事業場分
- 3 一括届出時に行った指導の内容
 - ・協定の当事者に係るもの
協定の当事者の適格性
 - ・時間外労働の限度基準に係るもの
業務区分の細分化
一定期間の区分
延長時間の限度
特別条項付き協定の要件
 - ・その他 (_____)

【連絡先】 担当者氏名 _____
T E L _____
F A X _____